

非食用米穀の不正流通への対応について

平成20年9月15日
厚生労働省食品安全部

9月5日

- ・ 三笠フーズ（株）が非食用米穀を食用に転売していたことが判明し、回収を要請した旨、農林水産省が公表。
- ・ 厚生労働省において、農林水産省の情報提供及び公表を踏まえて以下のとおり対応。

三笠フーズ（株）の工場を管轄する福岡県に対し、事故米穀については、保管中にかびの発生、水濡れ等の被害を受けたもの、又は基準値を超える残留農薬等が検出されたものであり、食品衛生法第6条及び第11条に違反するものと思料されるので、同法54条に基づき措置するよう依頼。福岡県は、三笠フーズ（株）に対し食品衛生法第54条に基づき、回収を命令。

各自治体に対し農林水産省で公表された内容を情報提供するとともに、福岡県からの監視指導に関する依頼への協力を要請。

9月8日

- ・ 福岡県は福岡農政事務所とともに三笠フーズ（株）への立入調査を実施。
- ・ 農林水産省が、第2報として9月8日時点で判明した「平成20年9月7日までに判明した流通状況」等を公表。
- ・ 厚生労働省においては、農林水産省の情報提供及び公表を受けて福岡県に対し、新たに得られた「輸入商社が三笠フーズ（株）に売却した輸入事故品」についても食品衛生法第54条に基づく回収を命ずるよう依頼。

9月9日

- ・ 福岡県は、9月8日の厚生労働省の依頼を受けて三笠フーズ（株）に対し食品衛生法第54条に基づき、回収を命令するとともに、前日に引き続き三笠フーズ（株）への立入調査を実施。

9月10日

- ・ 農林水産省が、「輸入商社が三笠フーズ（株）に売却した輸入事故品」等を追加公表。
- ・ 厚生労働省においては、福岡県に対し、追加された「輸入商社が三笠フーズ（株）に売却した輸入事故品」についても食品衛生法第54条に基づく回収

を命ずるよう依頼。

9月11日

- ・ 福岡県は、9月10日の厚生労働省の依頼を受けて三笠フーズ（株）に対し食品衛生法第54条に基づき、回収を命令。

9月12日

- ・ 福岡県は、三笠フーズ（株）に対し、食品衛生法第55条に基づき営業禁止の処分を行うとともに、三笠フーズ（株）が不正に食用として販売した非食用事故米穀の流通ルートの一部として販売先事業者名6社を公表。
- ・ 厚生労働省において、関係自治体に対し、農林水産省において一斉点検が実施されている事故米穀を取り扱う事業者19社に対して非食用米穀の区分管理の徹底等について指導するよう要請した旨公表。
- ・ 京都市において、大阪府内の米穀販売業者から事故米穀を購入した市内10施設に立ち入り、うち3施設に残っていたもち米3袋（1kg入り）の検査を実施したところ、2袋からメタミドホスが0.02ppm検出された旨公表。
- ・ 岐阜県において、事故米穀のうち県内の米穀販売業者に保管されていた中国産もち精米の検査を行った結果、6検体中4検体から0.02ppm検出された旨公表。
（三笠フーズ（株）から米穀の流通先の調査や食品の検査に関する情報については、他自治体においても随時公表。）
- ・ 医療機関を所管する各都道府県医政主管課及び福祉施設等を所管する各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局に対し、それぞれ事務連絡「非食用事故米穀の不正規流通について」を発出し、本事案に関する情報提供及び注意喚起を行った。

9月14日

- ・ 和歌山市において、三笠フーズ（株）から大阪府内の卸業者を通じて市内の米穀販売業者に販売されたもち米について、保管されていたものの検査を行った結果、メタミドホスが0.02ppm検出された旨公表。
- ・ 大阪府において、日清医療食品（株）に事故米穀を販売した府内事業者の在庫もち米を検査した結果、2検体中2検体からメタミドホスが0.02ppm検出された旨公表。また、府内の事故米穀の流通経路をあわせて公表。

9月15日

- ・ 大阪市において、三笠フーズ（株）から大阪府内の卸業者を通じて市内の給食施設に販売されたもち米について、保管されていたものの検査を行った結果、3検体中3検体からメタミドホスが0.06ppm、0.02ppm、0.06ppm検出された旨公表。

- ・ (参考)

事故米穀の「事故の種類」と食品衛生法適用条文

カビ、水濡れ、汚損、熱損：法第6条第1号

カビ毒(アフラトキシン)：法第6条第2号

残留農薬基準超過：法第11条第2項(メタミドホス)、第3項(アセタミプリド)

食品衛生法(抜粋)

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。
- 二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

第十一条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

- 2 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。
- 3 農薬(農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第一条の二第一項に規定する農薬をいう。次条において同じ。)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料(同条第二項に規定する飼料をいう。)に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。)が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限り

でない。

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第二十条の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

第五十五条 都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

2 略

第六十三条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。